

ヘーゲル，あるいは哲学的法学

堅 田 剛

I 「原・法哲学」へ

そもそもヘーゲル (Georg Wilhelm Friedrich Hegel, 1770-1831) の法哲学はなにを問題にし、なぜサヴィーニの歴史法学と対決したのか。この問いに答えるためには、ヘーゲルのハイデルベルク時代にまで遡る必要がある。1816年、ヘーゲルはこの街の大学にやって来たが、以下に掲げるのはそのときの就任講義の一節である。

「世界精神は現実にあまりにも関わったため、内面へ立ち返って自己に沈潜することができなかった。今や、現実のこの流れは断たれ、ドイツ国民は最大の難関を切り開き、あらゆる生き生きとした生命の根底である国民性を救済したのだから、……政治的な関心やその他の卑俗な現実に関わりつく関心を越えて、学問、すなわち自由で理性的な精神世界もまた再び繁栄すると期待できよう。……真理を求める勇氣、精神の力への信頼が、哲学の第一の要件である¹⁾。」

世界精神とはナポレオンのことだ。解放戦争に勝利して国民的自覚が昂揚しているときこそ、いたずらに現実政治に関わることなく、内的精神の世界たる哲学に没頭すべし、というのがこの講義の趣旨であった。それは学生に向けら

1) Georg Wilhelm Friedrich Hegel, *Recht・Staat・Geschichte, Eine Auswahl aus seinem Werken*, hrsg. v. Friedrich Bülow, Stuttgart, 7. Aufl., 1981, S. 41.

れた訓戒というよりは、ヘーゲル自身の決意であったろう。実際、このハイデルベルクにおいて、彼はみずからの哲学を体系化し、現実と思想の媒介たる法哲学を構築することになる。

1816年から18年までのハイデルベルク時代に、ヘーゲルは『哲学的諸学問のエンツィクロペデー』を書き、またロマン派との再会をはたした。ガダマーはこの二つの出来事が重要だという。というのも、いわゆる「ハイデルベルク・エンツィクロペデー」はヘーゲルの哲学体系の最初の表明であったし、ロマン派との再会は、かえってイェナ時代に共感を覚えたロマン主義との訣別をもたらしたからだ²⁾。

もっともロマン派以外にも、ハイデルベルクでの交友関係において、どうしても忘れることのできない人物がいる。それはティボーである。彼はイェナ時代にヘーゲルと知り合っているが、とくに親しくなったのはやはりハイデルベルクにおいてのことだ³⁾。ティボーはサヴィニーと並んで、ドイツ法学界の中心的な存在であった。この二人はヘーゲルがハイデルベルクに招聘される二年前の1814年に、統一法典の編纂をめぐる論争の書を交わしていた。

このティボーは大の音楽好きで、みずから合唱協会を組織するほどだった。毎週彼の自宅でおこなわれた合唱の夕べには、ヘーゲルもときどき招かれている。彼らの交際は、ヘーゲルがハイデルベルクを去ってからもつづけられた。ティボーの音楽活動は、ロマン派の芸術論とともに、ヘーゲルの美学に大きな影響を与えている⁴⁾。

ところで、ハイデルベルク時代の最大の成果が、『哲学的諸学問のエンツィクロペデー』の刊行であったことはすでに述べた。ヘーゲルはこの「百科全書」(Enzyklopädie)において、自然科学と精神科学を含めたあらゆる学問に

2) Hans-Georg Gadamer, Hegel und die Heidelberger Romantik, in: Ruprecht-Carola, XIII. Jahrgang, Bd. 30, 1961, S. 97.

3) Johannes Hoffmeister (hrsg.), Briefe von und an Hegel, Bd. II, Hamburg, 1953, S. 7, 108, 110, 154.; Bd. III, 1954, S. 127, 239.; Günther Nicolin (hrsg.), Hegel in Berichten seiner Zeitgenossen, Hamburg, 1970, S. 123. vgl., Otto Pöggeler, Hegel und Heidelberg, in: Hegel-Studien, Bd. 6, 1971, S. 94f., Anm. 33.

4) Ferdinand Walter, Aus meinem Leben, Bonn, 1865, S. 94.; Nicolin, a. a. O., S. 156f.; Hoffmeister, a. a. O., Bd. III, S. 90f. vgl., Pöggeler, a. a. O., S. 94f.

対する、哲学の特権的な地位を強調している⁵⁾。

エンツィクロペディーは、法の哲学を客観的精神論として展開する。このことはヘーゲルの哲学体系における法の位置づけを明らかにするが、反面、「法」を「哲学」に埋没させることにもなりかねない。これはとくにハイデルベルク時代における両者の関係についていえる。ヘーゲルは法哲学の講義をハイデルベルクで開始したにもかかわらず、この固有の意義が軽視され、彼の法哲学はベルリン時代に形成されたとの見解さえ招来するほどなのだ。

もちろんここには、従来ハイデルベルクの講義内容が知られていなかった、という決定的な事情がある。ハインリッヒ・ハイネによれば、「ハイデルベルク版」法哲学は、のちにベルリンでヘーゲルの講義を引き継いだガンスがどこかに持ち去ってしまったからである⁶⁾。

ハイネの言葉をそのまま信用するわけにはいかないにせよ、イルティンクにおいても、いまだハイデルベルクの法哲学講義を見出すことができず、エンツィクロペディーの客観的精神論をもってこれに代えている。

「ハイデルベルクの自然法講義とベルリンの最初の自然法講義がいかなる関係にあるかという、興味深いと同時に決定的な問題は、ここでは未解決のままにしておかねばならない。これまでのところ、ハイデルベルクの自然法講義は知られていないし、ヘーゲル所蔵のエンツィクロペディー見本に記された1818年の講義メモは、1819年のそれとくらべて、さしあたりさほどには掛け離れていないので、この問題を判断するために必要な前提が欠けているからだ⁷⁾。」

5) Hans Friedrich Fulda, *Hegels Heidelberger Enzyklopädie*, in: *Semper Apertus*. Bd. II, Heidelberg usw., 1985, S. 308.

6) Pöggeler, *Einleitung zu: Hegel, Vorlesungen über Naturrecht und Staatswissenschaft*, Heidelberg 1817/18, hrsg. v. C. Becker et al., in: *Vorlesungen, Ausgewählte Nachschriften und Manuskripte*, Bd. I, Hamburg, 1983, S. XVI.

7) Karl-Heinz Ilting, *Vorbemerkungen zu: Hegel, Der Objektive Geist*, Aus der *Heidelberger Enzyklopädie (1817) mit Hegels Vorlesungsnotizen*, in: *Hegel, Vorlesungen über Rechtsphilosophie 1818-1831*, hrsg. v. Ilting, Bd. I, Stuttgart-Bad Cannstatt, 1973, S. 113.

ところが近年、学生P・ヴァンネマンの筆記録が発見され、ヘーゲルが1817年の冬学期にハイデルベルクにおいておこなった、文字どおり最初の法哲学講義が公刊された。これを読むことが可能となった以上、ヘーゲルにおける法哲学の形成史を考察しようとするならば、ハイデルベルク時代を顧みることが不可欠の作業となったのである。初期の『自然法の学問的取扱い方について』を別とすれば、ハイデルベルクの講義は、ヘーゲルが法について体系的に述べた最初のものであるからだ。ちなみにベゲラーは、この講義をヘーゲルの〈原・法哲学〉(Ur-Rechtsphilosophie)と呼んでいる⁸⁾。

さて「原・法哲学」講義は、実際には「自然法および国家学」という題目のもとにおこなわれた。周知のように、この標題はベルリン時代の講義、さらには著書『法哲学綱要』にも引き継がれることになる。

分量の多寡は別として、抽象法から道徳をへて人倫へといたる構成も、そのままベルリンでの講義や著書に継承される。しかもヘーゲルは、エンツィクロペディーに特徴的にみられる三分法を採用することによって、その体系的構造を視覚的なものにもしている。この三分法による叙述が、彼の独特な弁証法的論理に由来するものであることはいうまでもない。

これをみるかぎりヘーゲル法哲学の体系は、すでにハイデルベルク講義において完成されていることがわかる。問題はその内容であるが、ここではイルテイングのような政治的視覚からの検討は直接にはおこなわない。ヘーゲルの法哲学はたしかに政治哲学でもあるけれど、それをいうまえに、彼の固有の「法」思想にこだわっておきたいからだ。

ところで、ハイデルベルクでの原・法哲学の講義に関連して、ベゲラーは次のような興味深いエピソードを紹介している。ここには歴史法学派としてのフーゴーとサヴィニーについての、ヘーゲルの対処の仕方が端的に描かれている。のちに述べるように、法哲学の講義と著書において、ヘーゲルはフーゴーを公然と批判する。だが彼はその際、つねにサヴィニーを真の論敵として想定しているのである。

8) Pöggeler, Einleitung, S. XIV.

「1818年2月1日、ハイデルベルクでの講義のさなかに、ヘーゲルは、依頼していたサヴィニーの『中世ローマ法史』をヴィンター書店に返している。ヘーゲルは返却の理由を次のように説明した。『私はこの本の目的を誤解して、まったく別のことを考えていたのです。』サヴィニーの著書の代わりに、ヘーゲルはフーゴの法制史を頼んだ。これを彼は便覧としても用いたのだが、こうして彼はこの有名な法学者との論争に入り込んだのである。ティボーとサヴィニーの国家的法典編纂の可能性をめぐる論争には、ヘーゲルはベルリンで初めて介入したようだ。もっともハイデルベルクでも、27節の注解において、サヴィニーの画期的に重要な著書『占有権』への反論を述べている⁹⁾。」

ちなみに、ハイデルベルク講義にみられるサヴィニーへの反論とは、占有と所有の関係についての以下の注解である。

「占有は所有の本質的な契機である。サヴィニーの『占有』は一面的である。というのも、彼は占有を時効の単なる阻却事由と考えているからだ。より重要な側面は、まさに占有と所有の関係である。時効に必要な時間は、その細目とともに実定法に属する。経験的なものの一般的な必要は、確立された規範が存在するかぎり、ある場合には時効期間を長くするが、他の場合には短くする¹⁰⁾。」

ペゲラーはこれについて、サヴィニーは貴族の立場で占有を事実として強調したが、ヘーゲルは市民の立場で占有されるべきものすべてに私的所有たりうる能力を認めた、という説明を付け加えている¹¹⁾。

ヘーゲル法哲学とサヴィニーの歴史法学の対立は、法典の編纂をめぐっては、たしかにベルリンにおいて公然化する。だがサヴィニー批判の萌芽はすで

9) ebd., S. XXXIV.

10) *Naturrecht und Staatswissenschaft* (1817/18, Wannemann), § 27, in: Becker, a. a. O.

11) Pöggeler, *Einleitung*, S. XXXV.

にハイデルベルク時代に培われていた。これは占有と所有の関係をめぐってのものであった。この点についての論争は、やがてヘーゲルの弟子ガンズとガンズの弟子マルクスに引き継がれていけよう。

ヘーゲル自身にとっては、この争点を深化するためには、ハイデルベルク時代はあまりにも短かすぎた。わずか二年にして、彼はサヴィニーのいるベルリン大学に招聘されることになったからである。ベルリンにおいても、ヘーゲルはフーゴーを批判するだろう。しかしながら、彼の法哲学にとって本当の相手はフーゴーではなくサヴィニーであらねばならない。

別離のときヘーゲルは同僚たちから一枚の絵を贈られた。それはケースターの手になるもので、ネッカー河の対岸からみた城と橋とハイデルベルクの街並みが描かれている¹²⁾。ヘーゲルはベルリンに向かった。原・法哲学を携えて。

II 法の実定性

「中心の大学」たるベルリンに赴いて、ヘーゲルは次のような就任講義をおこなった。

「なかでもこうして私を受け入れてくれたこの国家こそ、精神的優位によって、現実と政治とにおいて重きをなすにいたった国家、外的な諸資力の点ではあるいは立ち優っていたかもしれぬ諸国家に対して、威力と自立性において対等であった国家であります。ここにおいては、諸学問の形成と精華は、国家生活においても本質的諸契機のひとつであります。したがって、中心の大学たる本学においてこそ、あらゆる精神形成とあらゆる学問ないし真実との中心たる哲学もまたその所を得て、優れた育成を見出さねばなりません¹³⁾。」

12) ders., Hegel und Heidelberg, S. 67.

13) Hegel, Berliner Schriften 1818-1831, hrsg. v. Hoffmeister, Hamburg, 1956, S. 4.; Hoffmeister, Briefe von und an Hegel, Bd. II, S. 182, 197, 271. vgl., Pöggeler, Hegel und Heidelberg, S. 121. : Rolf K. Hočevár, Hegel und der Preußische Staat, München, 1973, S. 80. ホッテュヴァール『ヘーゲルとプロイセン国家』寿福真美訳, 法政大学出版局, 1982年, p. 115.

二年前のハイデルベルクでの就任講義と同様、ここでもあらゆる学問に対する哲学の特権的地位が繰り返されている。しかもベルリンでは現実政治における哲学の積極的役割が強調される。これを単にヘーゲルのプロイセン国家への迎合とみるか、ハイデルベルクでの準備期間を終えて、いよいよ哲学が現実化されるべきことの宣言とみるかについては、たしかに議論の余地がある。だがいづれにせよ、ベルリンにあって、彼の哲学そのものが、法哲学を中心に構築されることになるのはたしかである。

ベルリン大学での法哲学講義は、1818年の冬学期に開講されて以来、31年にヘーゲル自身が急死するまで、計六回にわたっておこなわれた。またその間には著書としての『法哲学綱要』も出版された。ベルリン時代の各講義については、イルティンクが当時の学生の筆記録をもとにしてその内容を再現している¹⁴⁾。

前にも触れたが、イルティンクの指摘するように、なるほど実際の講義と著書のあいだには、ヘーゲルの政治的立場に少なからぬ相異がみられる。イルティンクのねらいは、著書ではなく講義録から「革命的」なヘーゲル像を引き出すことにある。しかしここではそうした詮索はおこなわない。それよりも、ハイデルベルク時代に早くもみられるヘーゲルのサヴィニー観が、その後どうなったかにこそ焦点を合わせてみたい。法哲学が「法」の哲学である以上、当のベルリン大学において支配的な法学であった歴史法学との関係を無視することはできないからである。

サヴィニーとの関係で、よく知られているのは『法哲学綱要』における以下の一節であるだろう。これは法典論争に対するヘーゲルの立場の表明として、きわめて重要な意義をもっている。

「ある文明国民ないしはその法律家身分に法典を作る能力を認めないというのは、その国民ないし法律家身分に加えられうる最大の侮辱のひとつといえよう。なぜならそこで問題になるのは、内容上新しい法律体系を作ること

14) イルティンクの紹介として、松富弘志「ヘーゲル法哲学における『転向』の一考察」『法経論集』35号、p. 2ff. 参照。

ではなくて、現存の法律的内容をその規定された普遍性において認識すること、すなわちそれを——特殊的なものへの適用をも加えて——思惟によって捉えることであるからだ¹⁵⁾。』

直接に名前こそ挙げてはいないが、これがザヴィニーへの当てこすりであることは疑いない。同じ趣旨は著書と前後する講義においても繰り返されている。たとえばある講義では、「国民には今のところ法典を作る能力がない、と誰かが言ったが」という表現がみられる。この「誰か」について、これを聴いた学生グリースハイムは、ノートの欄外に「サヴィニー！」と記している¹⁶⁾。

1814年、ハイデルベルク大学のティボーは、解放戦争後の国民意識の昂揚に乗じて、ドイツ全土に適用されるべき一般民法典編纂の必要と、これにつづくべき政治的統一を提唱した。これに対してベルリン大学のサヴィニーは、法典を作るためには法律家身分にその能力が備わっていることが条件だが、それが欠けている以上、当面は立法よりは学問としての法学の確立こそが先決問題だとして、この提案を斥けた。

この法典編纂をめぐる論争は、ティボーとサヴィニーだけではなく、刑法学者のアンゼラム・フォイエルバッハや、サヴィニーの弟子ヤーコブ・グリムなどにも関わっているが、ヘーゲルもまたみずからの法哲学において、明らかにサヴィニーの立場を批判している。

法典論争へのヘーゲルの介入については、ティボーのいう一般民法典とは、結局フリードリッヒ大王の『一般ラント法』の焼き直しであって、ヘーゲルの法哲学もこの法典に即して構成されている、というホッチェヴァールの注目すべき見解がある¹⁷⁾。これはいうならば、ヘーゲルをプロイセンの御用哲学者とみるもので、イルティングの解釈とは対局に位置する。

15) Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts (1820), § 211, Anm., in: Ilting (hrsg.), a. a. O., Bd. II, 1974. ヘーゲル『法の哲学』藤野渉・赤澤正敏訳, 中央公論社, 世界の名著, 35巻, 1967年, p. 440f.

16) Philosophie des Rechts (1824/25, Griesheim), § 211, in: Ilting, a. a. O., Bd. IV, 1974.

17) Hočevar, a. a. O., S. 15f. 訳, p. 9f. vgl., Joachim Ritter, Metaphysik und Politik, Frankfurt am Main, 2. Aufl., 1988, S. 260f., Anm. 4.

だがここでもっと異なった視点から、この問題をみておきたい。それは法の実定性という視点である。ヘーゲルが法典の編纂の必然性を主張し、この点でサヴィニーを強く非難するのは、ひとえにこの〈実定性〉(Positivität)という中心的概念にこそ、その根拠があったからなのである。

法の実定性について、『法哲学綱要』は次のように述べている。

「法は総じて実定的なものであるが、それは、

- a) 国家において妥当性を有するという形式によってである。この定立された権威が、法の認識つまり実定法学にとっての原理となる。
- b) 内容からみれば、法が実定的な要素を有するとは、
 - α) 民族の特殊な国民的性格、その歴史的な発展段階、および自然必然性に属する諸関係の全連関、によってであり、また、
 - β) 定立された法の体系は、対象や事例として外的に与えられた特殊性への一般的な概念の適用を含む、という必然性によってである。——適用というのは、それがもはや思弁的な思惟や概念の展開ではなく、悟性の包摂であるからだ。さらに、
 - γ) 決定のため現実に必要な末端的規定によってである¹⁸⁾。」

ここには実定法学に対する見解、モンテスキューの『法の精神』の影響、またヘルダーやヘーゲル自身の歴史哲学が見え隠れしている。そしてこれらは、実定性概念において集約されている。

すなわち、民族精神としての固有の国民性、その歴史的発展の程度、さらにはモンテスキューやヘルダーのいう風土としての自然必然性、こうしたものが取り込まれて実定法は定立される¹⁹⁾。サヴィニーの主張にもかかわらず、法の定立はまさに立法者の任務なのであって、法学者の使命は、むしろ法体系の適用や末端的規定の整備にあるというのだ。

18) Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts (1820), § 3. 訳, p. 180. vgl., Iltting, Einleitung, Die "Rechtsphilosophie" von 1820 und Hegels Vorlesungen über Rechtsphilosophie, zu ; Iltting (hrsg.), a. a. O., Bd. I, S. 78.

19) vgl., Iltting, Einleitung, S. 79.

そして最も強調すべきことは、ヘーゲルにとって法の定立つまり実定化は、歴史的必然として捉えられているということだ。これはいうまでもなく、国家的權威をつうじておこなわれる。とはいえこの国家が現実のプロイセンであるか否かをここで問う必要はない。肝心なのは、法の実定化のためには国家の權威が必要だという点だからである。法の自立性は法以外のものによって外部から与えられる。

もちろんこのようにいうとき、ここには法と政治を隔てる大きな矛盾がある。ヘーゲルはこの矛盾を君主の役割として述べた。すなわち、「i」の文字に点を打つ、という役割である²⁰⁾。これによって法の世界は完結し、政治の世界が始まる。ヘーゲル法哲学を政治哲学として読みたいという誘惑の原点は、ひとえにここにあるだろう。法が政治によってピリオドを打たれるとすれば、この誘惑に抗するのは容易なことではない。おそらくヘーゲルにとってもそうだったろう。

しかしながら、法の実定化がたとえ法の零点あるいは「消失点」へと向かう行程だとしても、そこへいたるヘーゲルの叙述は実にみごとである。彼の法哲学は、法が実定性を獲得する論理的過程を、いわば歴史的に描き出している。すなわち、抽象的な法が個人的道徳性を克服し、ついに国家的共同体において具現するという、法の生成の歴史(物語)としてである。

もう少し法の実定性にこだわっておこう。ヘーゲルによれば、「実定法」とは端的に法律のことであり、これはまた「定立された」法にほかならない。これについての彼の概念的説明も、他に類をみないほどに明晰である。

「即自的に法であるものが、その客観的現存在において定立される (gesetz) と——すなわち思惟によって意識に対して規定され、法であるとともに効力を有するものとして周知されると——それが法律 (Gesetz) となる。そして法はこうした規定によって実定法 (positives Recht) 一般となるのである²¹⁾。」

20) Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts (1820), § 280. 訳, p. 538.

21) ebd., § 211. 訳, p. 438.

ヘーゲルの場合、定立された法とは、さらに文字で「書かれた」法、いわゆる成文法を意味する。法は成文化されることによって、はじめて客観的現存在を獲得し、広く知られることになる。そしてこの観点に立って、彼はいまだ実定法ではない各種の法、つまり自然法・慣習法・判例法・学説法、の四種の非実定法を批判するのである。

まず「自然法」であるが、これはいまだ法の単なる理念にすぎない。その根拠とされる神は時空を越えた存在だし、外的な自然も内的な自然も、欲求や衝動や性向にあまりにも囚われているからだ。ある講義においてヘーゲルは、「法の原理は自然のうちにあるのではない」と断定している²²⁾。

次に「慣習法」とは、ヘーゲルによれば、少数者の偶然的な所有物にすぎない。これが国民に広く周知されるためには、「書かれたり集められたり」しなければならない。慣習としての法の蒐集と成文化こそが、彼のいう法典編纂なのである²³⁾。

さらに「判例法」に対する批判は、イギリスの法制度に即してなされる。ここでは実定法と判例法の二重性からくる混乱が指摘されるが、それはそもそも「裁判官が不断に立法者となる」ことに由来する²⁴⁾。

最後に「学説法」だが、これも法としては不完全である。ヘーゲルはローマ法を引き合いに出して、解答権を認められた法学者の学説がそのまま法的効力を有したために、イギリスと同様の混乱をもたらしたという²⁵⁾。

慣習法は少数者の偶然的な所有物にすぎない、とヘーゲルはみる。少数者とは法律家のことだ。また判例法は少なくとも裁判官という法律家における一種の慣習法とすることができる。慣習法の国民的性格を述べながら、実際には専門的法学者のみが法を認識することができる、というのがサヴィニーの見解であった。いわばローマの学説法を現代に蘇らせることが、その法学の使命であ

22) Natur- und Staatsrecht (1818/19, Homeyer), § 3, in: Ilting, a. a. O., Bd. I. 1973.; Naturrecht und Staatswissenschaft (1817/18, Wannemann), § 1.; vgl., Riedel, Hegels Kritik des Naturrechts, in: Hegel-Studien, Bd. 4, 1967, S. 201.

23) Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts (1820), § 211, Anm. 訳, p. 439.

24) ebd. 訳, p. 440.

25) ebd., 訳, p. 440.

ったのだ。しかもすでに引用したように、サヴィニーはドイツの法律家に法典編纂の能力を認めないことによって、みずからの歴史法学だけが法を正しく認識できる、とするのである。

名指しこそしてはいないが、法の実定性についてのヘーゲルの言明は直接にサヴィニーの法学に向けられている。これはもとより、サヴィニーにとってとうてい我慢のできないものであった。

Ⅲ 哲学的法学と実定法学

ところで、著書としての『法哲学綱要』は、「自然法および国家学」と「法の哲学」という二重の標題をもって公刊された。この二つは必ずしも主題と副題の関係にはなく、それぞれが勝手に自己主張しているようにもみえる。このことは当時も奇妙に思われたようで、フーゴーなどは書評において前代未聞のことと皮肉っている。彼によれば、二重の標題は一つのものが反省によって二つに分裂する好例であり、二枚の鏡に別々のものが映っている、となかなか手厳しい²⁶⁾。

だが『法哲学綱要』が二分法ではなく三分法で書かれているように、この本には実は第三の標題が隠されている。すなわち、〈哲学的法学〉(philosophische Rechtswissenschaft)である。この名称を単に法哲学の言い換えとすますことはできない。というのも、哲学的法学なる用語は本文の冒頭に登場するだけでなく、明らかに「実定法学」(positive Rechtswissenschaft)との連関で用いられているからだ。

これとは若干ちがうものの、ハイデルベルクでの講義において、ヘーゲルは哲学的法理論(philosophische Rechtslehre)という言葉を用いたこともある。そこでは、伝統的に法学入門の意味を有していた「自然法」に代えて、哲学的法理論あるいは客観的精神論という名称が提示されている。自然法学とも実定法学とも異なる第三の法学について、彼はこのころから適当な名前を模索して

26) Gustav Hugo, Rezension zu: Hegels Rechtsphilosophie, in: Ilting, a. a. O., Bd. 1, S. 378.

いたようだ²⁷⁾。

それはともかく、ヘーゲルは『法哲学綱要』のなかでは、哲学的法学は法の理念を対象とする、という第1節の宣言につづき、第2節ではより刺激的に、「法学は哲学の一部分である」と断定している²⁸⁾。図式的にいえばこうして、哲学 (Philosophie) → 哲学的法学 (philosophische Rechtswissenschaft) → 実定法学 (positive Rechtswissenschaft)、という学問の序列が作られるわけだが、この間の関係は次のように説明される。

「哲学の一部分として法学には一定の開始点がある。これは法学に先行するものの成果であり真理である。そしてこの先行するものがその開始点のいわば証明となっている。したがって法の概念はその生成についていえば法の学の外部にあり、その演繹はここでは前提されている。法の概念は所与のものとして受け入れられねばならない²⁹⁾。」

法の概念は法学の外部にあり、法学にとっては所与のものである、とヘーゲルはいう。法の概念について語りうるのは、法学ではなく哲学であり、厳密には実定法学ではなく哲学的法学の任務にほかならない。しかものちに出てくる表現によれば、実定法学は「歴史学」(historische Wissenschaft) であるべきで、そうでなければ法学は単なる分析的な悟性の学に墮してしまうというのである。

「だから実定法においては、法律に合致しているものが、なにが法であるか、あるいは固有の意味でなにが正義であるかということの認識の根源なのである。そのかぎりでは実定法学は権威を原理とする歴史学である。そのほかになおなされるとすれば、それは悟性のことがらであって、法律の外的な整

27) Naturrecht und Staatswissenschaft (1817/18, Wannemann), § 2. vgl., Theodor Viehweg, Einige Bemerkungen zu Gustav Hugos Rechtsphilosophie, in: Festschrift für Karl Engisch zum 70. Geburtstag, Frankfurt am Main, 1969, S. 84.

28) Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts (1820), § 1, 2. 訳, p. 176, 177.
29) ebd., § 2. 訳, p. 177.

理・編纂・整合, さらには適用などに関するものである。悟性がことからの本性そのものに関わり合うとき, 諸々の理由をこじつけることによってなにをやらかすかは, 諸々の理論, たとえば刑法の理論が示すところである³⁰⁾。」

ヘーゲルの言い方はきわめて辛辣ではあるけれども, 彼の意図は実定法学を貶めるよりは, むしろその任務を限定することにあつた。つまり法の歴史性の認識と, 法の適用ないし決定に関することがらとにである。この二つの領域は, 前に挙げた法の実定的要素と対応している。すなわち, 第一の要素たる民族の国民性・歴史的発展段階・自然必然性は, 法の歴史的研究を要請するし, 第二の要素としての法の適用と, 第三の法の決定とは, 特殊に形式的な専門技術を必要とする。要するに実定法学は, 歴史学と解釈学からなるべきだといふのである。

実定法学の任務を限定するといったが, それはここから中途半端な哲学的方法を排除して, 代わりに歴史的方法を導入するというにほかならない。この意味ではヘーゲルは, 歴史法学派と同様, 法の史学という新たな可能性を提唱する。彼が既存の実定法学を批判するのは, それが形式的学問たるべき領域に内容的評価を混入させる悪しき哲学, 換言すれば, 自然法学にあまりにも侵されているからなのである。

法が実定法であるかぎり, つまり法が定立という形式をへるかぎり, 法は適用されることによってはじめて現存在を獲得する³¹⁾。ヘーゲルは法の適用や決定は悟性的な仕事だとくりかえすが, 実定性の理論からいっても, 法は現に適用され決定されてはじめて定立の過程を完結する。この作業はもとより, 法解釈の専門的技術に属する。

既存の実定法学の自然法学的性格を批判し, これから哲学的法学を独立させること, だがその代わりに実定法学に歴史的研究という新たな任務を与えること, これがヘーゲルの真のねらいであった。

もちろんこのようにいったとしても, 専門家たる実定法学者からのそれ相応

30) ebd., § 212, Anm. 訳, p. 442f.

31) ebd., § 213. 訳, p. 443.

の反発は覚悟しなければならない。ヘーゲルはそれを十分に意識し、あえて当代の著名な法学者を挑発した。それはたとえば法史学のフーゴーであり、そして歴史法学のサヴィニーであった。彼らがこれをどのように受け止めたかは、興味深い問題である。

ハイデルベルク時代のヘーゲルが、講義の参考書としてフーゴーの法制史を使ったことはすでに触れた。おそらく同じものだと思われるが、『法哲学綱要』においても、ヘーゲルは彼の『ローマ法史』に即して実定法学批判を試みている。その要点は、法学ないしは法学者における歴史的考察の欠落と、それを糊塗する詭弁的論証に向けられる。

たとえば、例の『ヴェニスの商人』の素材ともなった十二表法の規定、つまり債務者の身体から肉を切り取ることを許すような規定を法学者がいかに正当化するかについて、ヘーゲルは歴史と論理の双方から非難している³²⁾。

ところが、先に挙げたフーゴーの書評は、法学の講義を聞いたこともない哲学者が法を理解することなどでできない、といういかにも高飛車なものであった³³⁾。フーゴーは『実定法の哲学としての自然法』の著者であるが、「実定法の哲学」にはじめて「法哲学」という名称を与えることで、この新しい学問の第一人者たることを自任していた³⁴⁾。こうして彼は、いわば法学者の法哲学の立場から哲学者の法哲学を斥ける。けれどもヘーゲルの批判は、こうした法学者の排他的態度をこそ問題にしたのであった。ヘーゲルによれば、実定法は公知のものであるべきで、つねに歴史的評価にさらされねばならないのである。

ヘーゲルはこの書評に対する反論をただちに書いている。しかしそれはフーゴーこそ哲学的教養に欠けているといった、感情的なものであるのとくに取り上げるまでもないだろう³⁵⁾。それよりも問題なのは、なぜヘーゲルは実定法学批判の標的としてフーゴーを選んだかである。この問いに答えようとする

32) ebd., § 3, Anm. 訳, p. 186.

33) Hugo, a. a. O., S. 381.

34) ders., Lehrbuch des Naturrechts als einer Philosophie des positiven Rechts, besonders des Privatrechts, 4. Ausgabe, Berlin, 1819. vgl., Rudolf Stammler, Lehrbuch der Rechtsphilosophie, 2. Aufl., Berlin u. Leipzig, 1923, S. 1, Anm. 1.; Viehweg, a. a. O., S. 80.

35) Hegel, Erklärung, in :Ilting, a. a. O., Bd. 1, S. 384.

き、フーゴが当時においてすでに歴史法学の先駆者とみなされていたことを忘れるわけにはいかない。法の実定性および歴史性の理論からしても、ヘーゲルの真の論敵は、ゲッティンゲンのフーゴではなく、むしろベルリンのサヴィニーでなければならなかったはずなのだ。

だがヘーゲルはサヴィニーの政治力を恐れたからか、彼への直接の批判を控えている³⁶⁾。それは間もなく弟子のガンズによってなされるだろう。ちなみにガンズの弟子マルクスは、のちに『歴史法学派の哲学的宣言』を書いて、ヘーゲルと同様、サヴィニーではなくフーゴの法哲学を攻撃することになる。

ではサヴィニーのほうではヘーゲルをどうみていたか。ところがこれもあまり明朗なものではないのである。ヘーゲルの挑発を受けたフーゴはまだいい。法典論争をめぐる、より根本的なところで批判されたサヴィニーは、それに気づかなかつたはずはないのにこれを黙殺した。黙殺もひとつの反応にはちがいないが、それにしてもヘーゲルの批判の仕方とともに、サヴィニーの態度もまた不可解である。

サヴィニーによるヘーゲル批判はあまり学問的なものではない。わずかに友人のF・クロイツァーへの手紙のなかで、『法哲学綱要』の序文に関して次のような見解がみられるだけなのだ。「ヘーゲルにはいっそうの俗物性がみられます。このことは奇妙に和解的な世才についてもいえます。彼はこれを引っ下げて、当今の不快な事件や措置について語ることで登場したのです³⁷⁾。」

ここにいう不快な出来事とは、学生運動の煽動者とされたフリースをヘーゲルが必要以上に非難したことを指している。サヴィニーの批判は、たとえばこのようなヘーゲルの人格や、学内行政に関するその姿勢に向けられている。やはりクロイツァーにあてた別の手紙においてもそうだ。

「私がヘーゲルを非難するのは、けっして多くの専門外の学問への高慢で皮相なけちつけのことではありません。もっとも、これがたとえばフーゴ

36) Ilting, Vorbemerkungen zu: Rezensionen und andere zeitgenössische Stellungnahmen zur "Rechtsphilosophie" (1821-1833), in: ders., a. a. O., Bd. 1, S. 377.

37) Adolf Stoll, Friedrich Karl v. Savigny, Bd. 2, Berlin, 1929, S. 273.; Nicolini, a. a. O., S. 222.; Ilting, Einleitung, S. 86.

の個人的な挑発によるものだとしても、とうてい言い訳にはならないでしょうが。そうではなくて、同じ自惚れが世上の万事に広がって、その結果彼の熱心な弟子たちが宗教的なつながりを絶つまでになり、この点でヘーゲルはフィヒテをはるかに凌いでいることなのです。さらに、学問的でないことがら、とくに大学の政府に対するかなり困難な関係において、彼が相当に歪み倒錯し混乱したことを行なったり言ったりすることです。それについては彼も他の教授たちのうちの一票にすぎないのにです³⁸⁾。」

「多くの専門外の学問への高慢で皮相なけちつけ」とは、サヴィニーの否定にもかかわらず、フーゴーではなく、ほかならぬ自分自身の法学に対する批判を意味している。すでに述べたように、ヘーゲルは哲学部において法哲学の講義をおこなったが、その際とりわけサヴィニーの歴史法学を暗に攻撃の対象としたからである。

だがヘーゲルはハイデルベルクでもベルリンでも、就任講義において哲学の特権的な地位を強調していた。『哲学的諸学問のエンツィクロペディー』にみられる彼の哲学体系からしても、哲学は当然に法学的諸問題を扱うものとして位置づけられるのである。専門外の批判を拒むサヴィニーら歴史法学派に対して、ヘーゲルは逆に、「個別の学問の諸問題を超えた哲学者を破門する、つまりは専門科目の中の専門科目としての哲学を破門する、専門科目の教授」と非難している³⁹⁾。

両者の対立は、ヘーゲルのアカデミー入会問題をめぐって頂点に達した。大学での反目がアカデミーにまで持ち込まれたのである。「大学では同僚の関係はけっして美しくなかった。これに対してアカデミーは平和だった。だから我

38) Stoll, a. a. O., Bd. 2, S. 288.; Nicolin, a. a. O., S. 239f. vgl., Kuno Fischer, Hegels Leben, Werke und Lehre, 2. Teil, 2. Aufl., in: ders., Geschichte der neuern Philosophie, Bd. VIII, Heidelberg, 1911, S. 1219. フィッシャー『ヘーゲルの生涯』玉井茂・磯江景孜訳、勁草書房、1971年、p. 329. Ludwig Enneccerus, Friedrich Carl v. Savigny und die Richtung der neueren Rechtswissenschaft, Marburg, 1879, S. 68.

39) Horst Schröder, Einleitung zu: Eduard Gans, Philosophische Schriften, Glashütten, im Taunus 1971, S. Lf.

我はヘーゲルをけっしてここに入れてやらなかった⁴⁰⁾。」この露骨な言葉はサヴィニーのものとされるが、実際ヘーゲルの入会を妨害した急先鋒は、シュライエルマッハーとこのサヴィニーの二人であった。

彼らはヘーゲルの入会を拒むために、会則についても運営についても可能なかぎりの妨害をくりかえした。1830年のアカデミー会員選挙の際には、歴史・哲学部会へのヘーゲルの立候補に際して、サヴィニーは弟子のヤーコプ・グリムを対立候補に据えてまで、これに抵抗している。その結果は、ヘーゲルとグリムの双方とも当選に必要な得票数に達せず、したがってサヴィニーの意図は貫徹されたのであった⁴¹⁾。

もっともこれに先立って、ヘーゲルは弟子たちとともに「学的批評協会」を結成して、歴史法学派の牛耳るアカデミーに対抗していた。これは組織的にもアカデミーを模したものであったが、協会の総書記局と哲学部会の書記局には、ともにエドゥアルト・ガンスが当てられた。また年報編集の責任者も、ガンスが兼ねていた。こうして歴史学派に対する哲学派が公然と登場したのである⁴²⁾。

IV 哲学派と歴史学派

ヘーゲルとサヴィニーの仲は最悪だったけれども、それぞれの弟子たち、つまり〈哲学派〉と〈歴史学派〉の面々には、意外に近接し錯綜した交流がみられる。それはまた「法」を媒介とした「哲学」と「歴史」の関係としてみることができる。

たとえば、ベルリン大学においてサヴィニーの後継者となったプフタは、ニ

40) Fischer, a. a. O., S. 1219. 訳, p. 329.

41) Adolf Harnack, Geschichte der Königlichen Preussischen Akademie der Wissenschaften zu Berlin, Bd. 1, 2. Hälfte, Berlin, 1900, S. 753f. vgl., Helmut Jendriek, Hegel und Jacob Grimm, Ein Beitrag zur Geschichte der Wissenschaftstheorie, Berlin, 1975, S. 336.

42) Harnack, a. a. O., Bd. 1, 2. Hälfte, S. 734f. vgl., Jendriek, a. a. O., S. 337.; Hans Günther Reissner, Eduard Gans, Ein Leben in Vormärz, Tübingen, 1965, S. 118f.; Schröder, a. a. O., S. XXXVI.

ュルンベルクのギムナジウムではヘーゲルの生徒であった。サヴィニーの歴史法学を継承しさらに発展させることを期待されたプフタであるが、ペゲラーによれば、彼はむしろ「サヴィニーからの清算を試みた」のであるという⁴³⁾。これがなにを意味するかは明確でないけれども、のちに「概念法学」の名で呼ばれるプフタの汎論理主義的法学は、ヘーゲル法哲学の影響を抜きにしては考えられないものである。

ヤーコプ・グリムの場合はもっとおもしろい。彼はサヴィニーの最も古い弟子であり、また生涯にわたる友人でもあった。しかも彼自身、歴史法学派のなかの代表的ゲルマニストとして、法の歴史的研究において数々の業績を挙げている。もっとも政治的役割においては、のちに触れるように、むしろサヴィニーと対立するような位置に立つことになる。

ベルリン・アカデミーの会員選挙の際に、グリムがヘーゲルの対立候補として送り込まれたことは前に述べた。このグリムがヘーゲル派のハインリッヒ・レオにより学的批評協会に誘われ、一時的にせよこれを了解したという話がある。だがこれは事務局長であったガンスによるサヴィニー攻撃を理由に、間もなく撤回された。以下に挙げるのは、そのときのガンスあての抗議の手紙である。

「レオ教授のお誘いを受けたのは、定期的な批評を断わっても、ときどき私の専門の論文審査をすると約束すればさしつかえない、ということだったからです。サヴィニーのローマ法史に対する貴方の批判により、その後私は決意を変えねばならなくなりました。私は生涯における学問的刺激をこの人に感謝しており、彼の誠実な友情を変わることなく受けております。あらゆる判断について拘束されない自由を否定することなど、私の思いもよらないことであり、我々の個人的な愛着や嗜好を拒絶することも、同様に私にはできません。協会に入ることを躊躇するには、私を感じているよりも少ない尊敬の念で充分なのです⁴⁴⁾。」

43) Pöggeler, Einleitung zu: Hegel, Naturrecht und Staatswissenschaft, S. XXXV.

44) Briefwechsel der Brüder Grimm mit Karl Lachmann, hrsg. v. Albert Leitzmann, Bd. 2, Jena, 1927, S. 512. vgl., Jendriek, a. a. O., S. 341f.

さらにホーマイヤーについても言及しておきたい。彼はベルリン大学の学生として、1818年の冬学期にヘーゲルの法哲学を聴講した。ハイデルベルクからベルリンに移ったヘーゲルが、この地で最初におこなった講義である。ホーマイヤーはこの講義の筆記録を遺しているが、これは公刊された『法哲学綱要』とは異なった、「秘教的」なヘーゲル像を証明する資料として、イルティンクなどにより高く評価されているものである。

実は彼もまたサヴィニーの弟子であった。ホーマイヤーはロマニストというよりはゲルマニストであるが、いずれにせよ歴史法学派の一員にはちがいない。ホーマイヤーとサヴィニーの関係については、次の一文によく示されている。「歴史法学派の二人の師匠のうち、若きホーマイヤーを引き付けたのは、ゲルマニストのアイヒホルンではなく、ロマニストのサヴィニーであった。サヴィニーの魅力的な存在と精力的な人格も彼を捕らえて放さなかった。サヴィニーの側でもホーマイヤーの成長過程にしばしば関与したし、彼がお気に入りの学生から大事な友人に昇格したのちは、なんらかの仕方でもドイツ法に関わる問題については好んで助言を求めた⁴⁵⁾。」

ホーマイヤーはやがてゲルマン法の教授としてベルリン大学に迎えられる。彼の関心はゲルマン民族の法古事に向けられており、この点ではグリムの研究とも重なる面をもっていた。『ザクセンシュピーゲル』についての先駆的な研究は今日でも重要性を失っていない。

「ホーマイヤーはけっしてヘーゲル派となったわけではなく、歴史学派の法学者として、またサヴィニーの弟子として、まさに対立する陣営にあった。にもかかわらず、彼は1818年の冬学期の講義の筆記録を生涯にわたって保存していた。——おそらくその手稿の歴史的意義に気づいていたからだ⁴⁶⁾。」彼がヘーゲルの法哲学を熱心に聴いた理由は、必ずしも明らかでない。イルティンクもこれについてはこのようにしか述べていない。

ヘーゲルの法哲学について、ホーマイヤーの筆記録は真の姿を残している

45) Heinrich Brunner, Carl Gustav Homeyer, Ein Nachruf, in: Preußische Jahrbücher, Bd. 36, 1875, S. 25. vgl., Ilting, Vorbemerkungen zu: Naturrecht und Staatswissenschaft (1818/19, Homeyer), in: ders., a. a. O., Bd. 1, S. 221.

46) Ilting, Vorbemerkungen, S. 223.

が、ガンスはかえってこれを歪めてしまったといわれる。ヘーゲルの死後、弟子たちが共同で師の全集を刊行したとき、ガンスはこのうち『法哲学綱要』と『歴史哲学講義』の二巻を担当した。彼は法学者であり、また歴史学にも詳しくあったからである。ところが、ガンス編集の『法哲学綱要』は、ヘーゲル生前のテキストに、ホートーとグリースハイムの筆記録を継ぎ剥ぎして補遺としたもので、ヘーゲル自身の講義ノートをほとんど顧みていない。このために、テキストと補遺の関係がちぐはぐなものになってしまった、と批判されている⁴⁷⁾。

ガンスはかねてよりヘーゲル法哲学の後継者を自認していた。たしかに彼はヘーゲル派のなかの数少ない法学者であり、学的批評協会の事務局長や年報の編集を任されるなど、ヘーゲルの信頼も厚かった。師匠の死に際して弔辞を書いたのも彼であるし、その伝記の執筆も当初は彼に依頼されていた⁴⁸⁾。

ガンスをヘーゲルの後継者として決定的に印象づけたのは、なによりも法哲学の講義が彼に譲られたことによるだろう。すでに述べたように、ヘーゲルはベルリン大学に着任してのち、ほぼ毎年、法哲学の講義をつづけていた。だが1827年の冬学期になって、ヘーゲルはこれをガンスに委ねたのである。もとより、ガンスによる法哲学講義は、ヘーゲルの祖述に留まるものではなく、これに「普遍法史」という独自の観点を付け加えたものであった。

しかし皮肉なことに、この講義の委譲がヘーゲルとガンスの関係をかえってぎくしゃくとさせてしまう。ガンスの講義はヘーゲルの法哲学と歴史哲学をもとに、これに法および歴史についての自分の思想を接続させたものであった。彼はヘーゲルとは異なって、サヴィニーに対する直接の批判を遠慮しなかったし、その歴史観は反体制的なものであった。しかもこれが学生にはきわめて評判が良かったのである。「ヘーゲルの聴講生は大挙して彼を離れ、その弟子エ

47) Eduard Gans, Vorwort zu: Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse, 4. Aufl., in: Sämtliche Werke, Jubiläumsausgabe in zwanzig Bänden, hrsg. v. Hermann Glockner, Bd. 7, 1964, S. 12.; Hoffmeister, Vorwort zur vierten Auflage, in: Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, 4. Aufl., Hamburg, 1955, S. XII. vgl., Reissner, a. a. O., S. 146.

48) Karl Rosenkranz, Georg Wilhelm Friedrich Hegels Leben, Berlin, 1844, Nachdruck, Darmstadt, 1977, S. XVI.

ドゥアルト・ガンスのもとに向かった。彼は師匠の法哲学についてその革命的な側面を際立たせ、歴史法学派と鋭い論争をしながら講義した⁴⁹⁾。」

ガンスがヘーゲルの法哲学を共和主義的に着色した、というのはときのプロイセン皇太子の言葉とされる⁵⁰⁾。ヘーゲル法哲学に革命的要素が含まれていることは疑いないとしても、この当時のヘーゲル自身が「革命的」であったかは大いに議論の余地がある。これに関しては、やはりヘーゲル派のC・L・ミシュレによる注目すべき証言がある。すなわち、ミシュレが折しも勃発したフランスの七月革命を肯定的に評価したとき、これを聞いたヘーゲルは、「それはまるでガンスのような話しぶりではないか」と怒鳴りつけたというのである⁵¹⁾。

それはともかく、ヘーゲルは皇太子の示唆もあって、1831年の冬学期に法哲学の講義を再開した。とはいえガンスも自分の講義を止めたわけではないから、二つの法哲学講義がいわば競争のようなかたちになった。聴講生の数がヘーゲルよりも多いことを気づかって、ガンスは師匠の講義を勧める張り紙を掲示板に出した。だがこのようなやり方は、当然ヘーゲルの自尊心をいたく傷つけることになった。彼はガンスにあてて猛烈な怒りの手紙を書いている。そしてその二日後に、ヘーゲルは急死してしまうのである。ガンスは死の床で師匠と和解した、といわれるのではあるが⁵²⁾。

ガンス自身は終生ヘーゲルの忠実な弟子であることを公言していた。けれどもすでに述べたように、彼はヘーゲル法哲学の単なる祖述者であったわけではない。とりわけ〈哲学的法学〉の位置づけに関しては、ガンスはヘーゲルより

49) Franz Mehring, *Geschichte der deutschen Sozialdemokratie*, Teil 1, Berlin, 1960, S. 73. vgl., Jaques D' Hondt, *Hegel in seiner Zeit*, 2. Aufl., Berlin, 1984, S. 53, Anm. 95.

50) Arnold Ruge, *Aus früherer Zeit*, Bd. 4, Berlin, 1867, S. 431f. vgl., Riedel, *Hegel und Gans*, in: *Natur und Geschichte*, Karl Löwith zum 70. Geburtstag, Stuttgart usw., 1967, S. 257.; Nicolin, a. a. O., S. 437.; Hoffmeister, a. a. O., Bd. III, S. 472, Anm.; Fischer, a. a. O., S. 1233. 訳, p. 357.

51) Carl Ludwig Michelet, *Wahrheit aus meinem Leben*, Berlin, 1884, S. 502. vgl., Nicolin, a. a. O., S. 415.

52) Dorow, *Denkschriften und Briefe zur Charakteristik der Welt und Literatur*, Bd. IV, Berlin, 1840, S. 143f. vgl., Hoffmeister, a. a. O., Bd. III, S. 472, Anm.

も明解であったとも評されている。革命のことでヘーゲルを怒らせたミシュレはすぐれた法哲学者であったが、彼もまたそのように考えていた。

「またヘーゲルの弟子たちはガンスのことを、特殊な分野つまり法学ないし法史学の分野においては、先生自身をはるかに越えるものとみなしていた。——たとえばC・L・ミシュレの自然法の歴史的梗概によれば、『自然法と国家学』の『結合』という『法哲学』にみられるヘーゲル的概念ではなくて、『自然法と法史学の貫徹』というガンスによる『哲学的法学』の概念こそが、体系指向と、歴史学派および実定法学とのあいだの、方法的媒介をなしている⁵³⁾。」

このガンスもある意味ではサヴィニーの弟子であった。ガンスは学生時代にサヴィニーの影響を受け、最初の著書を彼に捧げている。のちにはヘーゲルの法哲学と歴史哲学の観点から、サヴィニーを執拗に攻撃したにもかかわらず、ガンスを歴史法学の徒とみる見解もあるほどなのだ。彼はまたハイデルベルク時代にはティボーの自然法論の影響も受けている。ガンスの主著『世界史的発展にみられる相続法』の冒頭には、比較法史学を待望するティボーの言葉が掲げられている。

やはりミシュレによれば、理性法と歴史との関わりにおいて、サヴィニーとティボーとガンスにはある共通性が認められるという。ただ歴史の理解について、この三者は異なるだけだというのである。「サヴィニーが理性法を過去に措定し、ティボーがそれを現在に措定するとすれば、ガンスはそれを未来のうちにみるのである⁵⁴⁾。」この言葉のなかでティボーの名をヘーゲルに代えることも不可能ではない。「理性＝現実」図式は、良かれ悪しかれヘーゲル法哲学

53) Riedel, Einleitung, S. 12, 13. vgl., Michelet, Naturrecht oder Rechtsphilosophie als die praktische Philosophie, Bd. 1, Berlin, 1866, S. 72ff.

54) Michelet, Naturecht oder Rechtsphilosophie als die praktische Philosophie, Bd. 1, S. 70, Vf. vgl., Gans, Vorwort, S. 6.; Reissner, a. a. O., S. 62.; Hermann Klenner, Preußische Eule oder gallischer Hahn?, Hegels Rechtsphilosophie zwischen Revolution und Reform, in: Staat und Recht, 30. Jahrgang, 1981, S. 1007, Anm. 30.

の立場を端的に示しているからである。

ガンスにかつて非難の手紙を書いたグリムは、やがて1837年にゲッティンゲンの七教授事件に連座して大学を追われる。政治的自由と学問の自由のために、ガンスは進んでグリム支援の運動の先頭に立った。愛弟子グリムの苦境にもかかわらず、このときサヴィニーはなにもしなかったといわれる。だがヘーゲルが生きていたとして、彼もグリムやガンスのためになにもしなかったかもしれない。

ヘーゲルの哲学は「革命の代数学」(Algebra der Revolution)といわれるけれども⁵⁵⁾、少なくとも晩年の彼は革命的ではなかったからである。ガンスの弟子マルクスが、サヴィニーの歴史法学とヘーゲルの法哲学を批判して登場するのは、七教授事件からまもなくのことである。

55) Alexander Herzen, *Erinnerungen*, Bd. 1, hrsg. v. Otto Buek, Berlin, 1907, S. 272. vgl., Ernst Bloch, *Hegel und die Anamnese*, in: *Hegel-Studien*, Beiheft 1, 1964, S. 168.